

# 行田市乗合型 AI オンデマンド交通運行業務事業者選定 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本要領は、行田市乗合型 AI オンデマンド交通運行業務を協定に基づき実施するのにあたり、当該事業の履行に最も適した協定の相手方となる候補者(以下「協定候補者」)を厳正かつ公正に選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

行田市乗合型 AI オンデマンド交通運行業務

### (2) 業務目的

令和6年3月に策定された地域公共交通のマスタープランとなる「行田市地域公共交通計画」に基づき、「便利で愛される持続可能な地域公共交通の実現」を目指すとともに、利用者拡大による持続可能な公共交通体系の構築を実現するため、AIを活用した予約・配車等を可能とする予約型乗合交通を実証運行する協定候補者を選定する。

なお、選定された協定候補者は、交通と他分野の「共創」(連携・協働)により本市の地域公共交通ネットワークの利便性、生産性、持続可能性を高めるため、国土交通省の「令和6年度共創モデル実証運行事業」を活用した実証運行の参加候補者とする。

### (3) 内容

「行田市 AI オンデマンド交通運行業務仕様書」(以下「仕様書」)のとおり

### (4) 履行期間

協定締結日から令和7年3月31日(月)まで

## 3 提案限度額

31,853,000円(消費税及び地方消費税相当額含む)

## 4 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 5 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、公告から協定候補者選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 行田市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則(平成20年規則第36号)に基づく資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 行田市契約規則(昭和51年規則第22号)第12条の規定に該当しない者であること。
- (4) 行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成5年告示第54号)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (5) 行田市契約に係る暴力団排除措置要綱(平成22年告示第243号)に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
- (7) 次の①～⑥までのいずれの場合にも該当しないこと。
- ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は、第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められたとき。
  - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は、便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ⑥ 契約の相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 公告日から選定結果発表までの間において、国及び地方公共団体から指名停止または入札参加資格の取り消し等を受けていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 複数の事業者による共同提案での本プロポーザルへの参加も可能とするが、この場合、参加手続きや業務全体の取りまとめは代表事業者の責任において行うこと。1つの事業者が複数の共同提案に参加することは認めない。また、共同提案に参加しながら単独で提案することは認めない。共同提案で本プロポーザルに参加する場合の要件は、代表事業者が上記(1)～(9)の要件を全て満たすこととする。

## 6 協定候補者選定に係るスケジュール

公募から協定候補者選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

	項目	期日
1	公募開始(公告・行田市ホームページ掲載)	令和6年5月13日(月)
2	質問票の受付期限	令和6年5月20日(月)
3	質問票の回答期限	令和6年5月24日(金)
4	参加申込書の提出期限	令和6年5月31日(金)
5	企画提案書の提出期限	令和6年6月10日(月)
6	選定審査(プレゼンテーション)	令和6年6月下旬予定
7	選定結果通知	令和6年6月下旬予定

## 7 参加申込み

プロポーザルに参加を希望する者は、受付期間内に次に掲げる書類を提出すること。なお、4は該当する場合のみ提出すること。

	提出書類	様式
1	参加申込書	様式2
2	参加資格等確認申請書	様式3
3	会社等概要整理票	様式4
4	共同提案届出書	様式5

### (1) 受付期間

令和6年5月13日(月)から同年5月31日(金)までの土日を除く午前8時30分から午後5時15分(郵送の場合は必着)

### (2) 提出方法

持参または郵送

### (3) 提出先

〒361-8601

埼玉県行田市本丸2-5

行田市役所 交通対策課

### (4) 参加資格の確認

提出書類をもとに参加資格の確認を行い、令和6年6月4日(火)までに参加資格の確認結果について、電子メールで通知する。

## 8 質疑及び回答

質疑及び回答については、次のとおりとする。

### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問票(様式1)に必要事項を記入の上、電子メール又はFAXにより提出する。また、電子メール又はFAX送信後に、未受信を防止するため、必ず交通対策課に電話連絡し、着信を確認すること。なお、来庁、電話による口頭質問及び期限後の質問は受け付けない。

### (2) 参加申込に係る質問

1. 提出期限 令和6年5月20日(月)午後3時
2. 提出先 市民生活部 交通対策課  
電子メール koutsu@city.gyoda.lg.jp  
FAX 048-556-2117
3. 回答方法 質問及び回答を市ホームページに掲載
4. 回答日 令和6年5月24日(金)

## 9 企画提案書等の提出

参加を認められた事業者は、以下のとおり選考に必要な書類(以下、提出書類)を持参または郵送により提出することとする。

なお、提案は1者につき1つの企画提案書の提出に限る。

	提出書類	様式
1	企画提案書等提出書	様式6
2	業務実績書	様式7
3	実施体制調書	様式8
4	業務実績報告書	様式9
5	見積書(令和6・7年度分)	様式10
6	業務工程表	様式11
7	企画提案書	様式12

(1)提出期間

令和6年6月4日(火)から同年6月10日(月)までの土日を除く午前8時30分から午後5時15分(郵送の場合は必着)

(2)提出方法

持参または郵送

(3)提出先

〒361-8601

埼玉県行田市本丸2-5

行田市役所 交通対策課

(4)提出書類

1から7までの提出書類は、「企画提案書等提出書(様式6)」をはじめとして上から番号順に片面印刷で作成し、左綴じとしてA4版で10部作成すること。「業務工程表(様式11)」はA3版も可とするがA4版に織り込むこと。作成にあたり、2から7までの提出書類は、作成事業者を特定できる内容の記述やロゴ等の掲示は一切しないこと。

また、書類提出のほか、電子メールに添付して提出すること。電子メールの件名は、「プロポーザル企画提案書(事業者名)」とし、電子メール送信後に、未受信を防止するため、必ず交通対策課に電話連絡し、着信を確認すること。

(5)【重要】提案内容に関する留意事項

本事業は国土交通省の「令和6年度共創モデル実証運行事業」の活用を検討している。交通を地域の暮らしと一体として捉え、その維持・活性化に効果的と考えられる複数の関係者による「共創」(連携・協働)の取組案を企画提案書のなかに必ず盛り込むこと。

共創モデルの考え方や参考事例は以下のホームページを参考とすること。

<https://pacific-hojo.com/application/kyousou/>

## 10 選考方法

選考は、プレゼンテーション審査及び質疑応答により行い、第1優先交渉権者及び次点者を選定する。プレゼンテーション実施日は企画提案書等の提出者にのみ電子メールで連絡する。

(1)評価

評価は、別紙「評価採点基準及び配点表」により行う。審査による評価の合計点が上位の者を協定候補者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の協定候補者として決定する。最高得点に同数があった場合は、審査委員会が決定する。

なお、参加事業者が1者の場合であっても、本市の定める評価基準点を上回る提案があった場合は優先交渉権者として協定締結に向けて交渉を行う。

協定候補者が何らかの理由により協定締結を行えなかった場合には、次点の者を協定候補者とする。

#### (2) プレゼンテーション審査の方法

- ・提出された企画提案書等に基づき、プレゼンテーションを行うこと。プレゼンテーションの順番は申し込み順とする。
- ・プレゼンテーションは20分以内とし、その後、質疑応答(10分程度)を予定している。
- ・プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。
- ・プレゼンテーション審査は、令和6年6月下旬を予定している。実施日や開始時間等の詳細は、別途電子メールにて通知する。
- ・プレゼンテーション審査当日は、プロジェクター、スクリーン及び HDMI ケーブルは市で用意する。参加事業者は、HDMI 端子(タイプA)のあるパソコンを用意し、当日持参するものとする。

#### (3) 選考結果

選考結果は、令和6年6月下旬までに参加事業者に電子メールで通知する。

#### (4) その他

審査委員会での選考は、非公開とする。

選考結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### 11 結果の公表

選考結果については、行田市ホームページで公表する。ただし、協定候補者以外の事業者名については、特定できないように公表する。

### 12 協定の締結

本業務の協定候補者に選定された者は、本市と協議のうえ、協定を締結するものとする。

### 13 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類に不足があった場合
- (3) 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積金額が提案限度額を超えている場合
- (5) プレゼンテーション審査に遅刻した場合及び参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

### 14 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市は認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について後日参考資

料を求めることがある。

- (3) 行田市と協定を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとする。
- (4) 行田市と協定を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表(様式11)」に記載する内容を基に行田市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、行田市の許可なく業務工程の変更はできないものとする。
- (5) 提出書類の著作権は、参加する事業者に帰属する。ただし、行田市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 提出された書類は、返却しない。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、行田市情報公開条例(平成15年条例第21号)に基づき提出書類の公開について判断する。

## 15 担当課

行田市 市民生活部 交通対策課 地域交通担当

所在地:〒361-8601 行田市本丸2-5

電話:048-556-1111(内線 284)

FAX:048-556-2117

メールアドレス:koutsu@city.gyoda.lg.jp

別紙「評価採点基準及び配点表」

評価採点基準及び配点表			
評価項目(配点合計)		評価の観点	配点
実績	同種又は類似の 運行実績	これまでにデマンド交通、公共交通の運 行実績があり本業務を円滑に進める事 が出来るか	10
	実績の活用	運行実績に基づく知識や経験を有し本 業務に活用できるか	10
業務実施体制	実施体制	計画的な実施体制が確立されており、 円滑かつ安定的な業務遂行が可能か	15
業務実施計画	業務工程	作業内容が明確に示されており、期間 中に着実な業務が行えるよう現実的な 工程になっているか	10
見積額	見積額	運行経費見積内容が適切であり提案 内容に対して妥当な金額であるか	5
提案内容	実現可能な機能・ サービス	本業務で実現可能となるサービス・機 能とその特徴、他社との差別化を説明 出来る内容になっているか	10
	本市理解度	本市の公共交通の状況を理解してお り、現状と課題を把握した提案になっ ているか	10
	実施事項	実施要領に記載の項目について漏れな く、具体的な実施方法が提案されてい るか	3
	独自提案	共創モデル実証運行の提案内容に工 夫が示されており、具体的かつ実現可 能な提案であるか	15
プレゼンテーシ ョン	企画提案書との 整合	企画提案書の内容と齟齬がなく、提案 事項が的確に説明されているか	4
	提案能力	提案の趣旨が明確で、説明がわかりや すく、業務に対する意欲や積極性が感 じられるか	4
	質疑応答	質問に対し明快かつ迅速であり、的確 な回答をしているか	4
合計			100